

改正

平成28年 3 月 31 日規則第15号
平成30年 5 月 17 日規則第117号
平成30年 9 月 7 日規則第137号
令和 2 年 8 月 27 日規則第68号
令和 3 年 3 月 31 日規則第29号

八尾市衛生問題対策協議会規則（昭和51年八尾市規則第32号）の全部を改正する。

八尾市衛生問題対策審議会規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第 2 条の規定に基づき、八尾市衛生問題対策審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- （1） 地域保健に関すること。
- （2） 成人保健に関すること。
- （3） 母子保健に関すること。
- （4） 八尾市保健所の運営に関すること。
- （5） 保健センター（八尾市生涯学習センター健康プラザ）の運営に関すること。
- （6） その他衛生問題に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する30人以内の委員をもって組織する。

- （1） 学識経験者
- （2） 医療に従事する者
- （3） 住民代表
- （4） 関係行政機関の職員
- （5） 企業関係者

2 特別の事項を調査審議させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による審議)

第6条の2 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、専門事項を分掌させるため、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員又は専門委員をもって充てる。
- 4 会長が認めるときは、専門部会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。
- 5 前2条の規定は、部会について準用する。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、健康福祉部保健企画課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第15号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月17日規則第117号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年9月7日規則第137号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年8月27日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(1)～(27) (略)

(28) 八尾市衛生問題対策審議会規則

(29)～(51) (略)

附 則 (令和3年3月31日規則第29号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(発令)

- 60 この規則の施行の際、現に担当にある職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）をもって当該課係長として発令されたものとみなす。
- 61 この規則の施行の際、現に主査にある職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもって当該課主査として発令されたものとみなす。
- 62 この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる部課に属する職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもってそれぞれ対応する同表右欄に掲げる部課に属すべき職員として発令されたものとみなす。

旧所属		新所属	
人権文化ふれあい部	人権政策課	人権ふれあい部	人権政策課
〃	桂人権コミュニティセンター	〃	桂人権コミュニティセンター
〃	安中人権コミュニティセンター	〃	安中人権コミュニティセンター
〃	コミュニティ政策推進課	〃	コミュニティ政策推進課
〃	龍華出張所	〃	龍華出張所
〃	久宝寺出張所	〃	久宝寺出張所
〃	西郡出張所	〃	西郡出張所
〃	大正出張所	〃	大正出張所
〃	山本出張所	〃	山本出張所
〃	竹渕出張所	〃	竹渕出張所
〃	南高安出張所	〃	南高安出張所
〃	高安出張所	〃	高安出張所
〃	曙川出張所	〃	曙川出張所
〃	志紀出張所	〃	志紀出張所
〃	市民課	〃	市民課
地域福祉部	地域福祉政策課	健康福祉部	地域共生推進課
〃	福祉指導監査課	〃	福祉指導監査課
〃	生活福祉課	〃	生活福祉課
〃	高齢介護課	〃	高齢介護課
〃	障害福祉課	〃	障害福祉課
健康まちづくり部	健康保険課	〃	健康保険課
〃	保健企画課	〃	保健企画課
〃	保健衛生課	〃	保健衛生課
〃	保健予防課	〃	保健予防課
〃	健康推進課	〃	健康推進課
こども未来部	こども政策課	こども若者部	こども若者政策課
〃	子育て支援課	〃	こども総合支援課
〃	こども施設課	〃	こども施設運営課

經濟環境部	産業政策課	魅力創造部	産業政策課
〃	労働支援課	〃	労働支援課
〃	環境保全課	環境部	環境保全課
〃	資源循環課	〃	循環型社会推進課
〃	環境事業課	〃	環境事業課
〃	環境施設課	〃	環境施設課
都市整備部	下水道経営企画課	下水道部	下水道経営企画課
〃	下水道管理課	〃	下水道管理課
〃	下水道整備課	〃	下水道整備課